

# なら食の安全・安心確保の推進基本方針

## 趣旨

## 基本的な考え方

## 施策推進の方向

- 1 消費者への食品安全・安心の確保のための施策
- 2 生産から流通・消費における食品の安全確保のための施策
- 3 新たな食品行政に対応するための体制等の充実

## 基本方針の体系

## 趣旨

近年、社会経済の発展とともに県民の食生活を取り巻く環境は、益々変化しようとしています。食品の流通システムの著しい進歩による食品流通の広域化・国際化は、輸入食品をカロリーベース(供給熱量自給率)で60%にまで押し上げ、また製造・加工技術の発展による多種多様な食品により食生活は大変豊かなものになりました。しかし、その反面、技術の高度化や流通の広域化、輸入食品の拡大などが食品の安全・安心についての不安要素の増大をまねいています。

奈良県ではこれまで、各関係法令に基づき食品の生産、製造・加工、流通・販売の各段階において関係者を指導するとともに、県内に流通する農産物、畜産物、水産物、加工食品等の各種検査を実施し、関係者と共に食品の安全確保に努めてきたところです。

しかし、最近、牛海綿状脳症(BSE)の発生、広域かつ大規模な食中毒の発生、偽装表示、指定外添加物の混入、輸入野菜からの残留農薬の検出や中国製ダイエット健康食品による健康被害の発生等多種多様な食品に起因する事件が続発しました。

このため、食品の安全性に対する県民の信頼は大きく揺らぎ、安全・安心の確保への対応が強く求められています。

この課題に対し、より一層食品の安全・安心確保を図る具体的かつ効果的な対応のため、「県民への安全・安心な食品の提供」を目的として、総合的な安全・安心確保対策の根幹となる「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を策定することとしました。

この基本方針のもとに、県は、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者及び消費者と相互に連携し、県民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護に向けて、積極的に取り組んでまいります。

## 基本的な考え方

食品の安全・安心確保対策は、県民が健康で安全・安心な生活を営むためには欠くことのできない重要な施策であり、生産、製造・加工、流通・販売そして消費のすべての段階において予防原則にたった総合的な対策を推進する必要があります。

食品の生産、製造・加工及び流通・販売等の食品等事業者は、常に安全な食品を供給する社会的責任を有し、この責任を果たすためには、食品の安全を最優先とし、自主管理の徹底を図るとともに食品の安全に関する情報を消費者に提供することが重要になります。

また、消費者は、安全な食品を選択する権利を有するとともに、食品の安全について理解を深める必要があります。

県は、各段階における情報の共有化を推進し、食品衛生監視指導計画等の策定により、より効果的な啓発・指導及びより効率的な調査、監視・指導を行います。

また、各段階の関係者によるリスクコミュニケーション(安全にかかわる意見交換)を実施するなど、県民の意見に耳を傾け、食品の安全・安心の確保を図ります。

食品を通じた安全・安心な社会づくりを実現するためには、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者、消費者ならびに県がそれぞれの役割を十分に認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たすことが重要です。

## 施策推進の方向

県は、の基本的な考え方に基づき、食品の安全・安心確保に関する施策の方向性を示し、今後具体的な施策の展開を図ることとします。

### 1 消費者への食品安全・安心の確保のための施策

#### (1) 消費者との相互理解と意見の反映

消費者及び生産者や製造・加工、流通・販売等の食品等事業者とリスクに関する情報・意見を交換する仕組みを設け、相互理解を深めるとともに、消費者の意見を施策に反映させるよう努めます。

#### (2) 食品の安全に関する情報提供・公開の推進

消費者が安全で安心できる食品を選択するため、県民自らが食品に関する全般的な知識・判断基準を持てるようになることが必要であることから科学的な情報収集・蓄積を図るとともに、保有する情報についてもホームページ・広報誌等により県民が利用しやすい情報として提供・公開します。

また、生産者、食品等事業者による食品の安全・安心に関する情報の自主的な公開を促進します。

#### (3) 食品の安全・安心に関する教育活動

消費者が自ら安全・安心な食品を選択し、安全に消費するのに必要な知識を得られるよう、消費者教育の充実を進め、普及啓発を図ります。

特に、学校教育等を通して、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけるための食育の充実を図り、食品の安全性に関する知識や消費者教育などを推進します。

#### (4) 食品表示適正化の推進

「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「計量法」等食品表示関連法に基づく表示の適正化について食品等事業者を啓発します。

また、消費者による食品表示ウオッチャー制度を設け、消費者が安心して選択できる食品表示の推進を図ります。

#### (5) 県産食品の信頼確保のための施策

消費者と生産者等が相互に理解を深め「顔の見える関係」を築くため、生産者等が実施するイベント活動等への支援を行い、地産地消運動の推進を図ります。

ホームページ等により、県産食品の安全性に関わる情報を提供します。

## 2 生産から流通・消費における食品の安全確保のための施策

### (1) 生産段階における指導・監視の強化

#### 農産品について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産履歴の情報開示を推進します。

#### 畜産品について

飼料及び動物用医薬品の使用にあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、薬事法、動物用医薬品の使用に関する省令の定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての信頼確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産情報が開示できる仕組みの推進を行い、食品としての信頼確保を推進します。

#### 養殖生産物食品について

水産用医薬品の使用にあたっては、薬事法等に定める適正使用指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

#### 特用林産物(食用に供するものに限る)について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

### (2) 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化

食品の製造、加工、調理段階については、食品衛生法に基づく監視・指導を充実させ、併せて、食中毒原因菌等微生物汚染、異物混入、指定外添加物の混入等の事故を未然に防止するため、総合衛生管理製造過程(HACCP)の手法を取り入れた監視・指導を食品等事業者を実施します。

### (3) 流通段階における監視・指導の強化

県内に流通する食品の安全確保のため、生産及び加工・製造施設ならびに卸売り・量販店に対し、食品衛生監視指導計画等の策定を行い、効率的な監視・指導を実施し、食品表示関連法に基づく表示及び食品保存状況の適正化を図ります。また、食品の仕入元・販売先の名称等の記録の作成・保存を指導します。

### (4) 試験検査体制の充実

科学的な監視・指導の実施及び食品に起因する健康被害の予防並びに事故発生時に即応するため、人材の養成・資質の向上ならびに検査機器の整備に併せ、検査の信頼性確保のための体制を充実します。

### (5) 食品の安全に係る調査の実施

食品の残留農薬及び有害微生物等の実態について、調査及び情報収集を実

施するとともに、食品に係る環境汚染物質についても調査及び情報収集に努めます。

また、県産食品については、農薬及び動物用医薬品の使用実態を調査します。

(6) 自主管理体制の推進及び支援

食品等事業者が、安全確保のため総合衛生管理製造過程(HACCP)の手法を取り入れた自主管理体制を確立できるよう技術的支援及び助言を行います。

(7) 食品の安全に係る関係機関との連携強化

部局間の情報の共有化

関係部局・機関は、食品の安全に係る情報の共有化を図り、環境汚染の影響等を含め、総合的に食品の安全確保を図ります。

関係自治体との連携強化

食品の安全・安心確保に関する情報については、関係自治体と相互に連携し、効果的な普及啓発事業の推進や監視・指導の強化に努めます。

国への要望等

食品の安全・安心の確保に重要な役割を持つ国には、食品の安全・安心確保対策の強化を働きかけます。

### 3 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

(1) (仮称)奈良県食品安全・安心推進委員会等の設置

なら食の安全・安心確保の推進基本方針は、県民の健康の保護を最優先にした新しい食品安全行政に対応するための指針です。

この指針に従いよりの確に県民の「安心」と「信頼」を確保するための施策づくり及び推進管理を行う機関として(仮称)奈良県食品安全・安心推進委員会を設置し、また、消費者・生産者・製造加工業者・流通販売業者等の施策づくりへの参画が今まで以上に重要であることから関係者からなる(仮称)奈良県食品安全懇話会を設置します。

(2) 行政対応窓口の一元化

生産から消費までのすべての過程において展開する各種施策の方向性を定め、総合的に対応するため、関係部局間の連携に重点をおいた総合的な窓口を整備します。

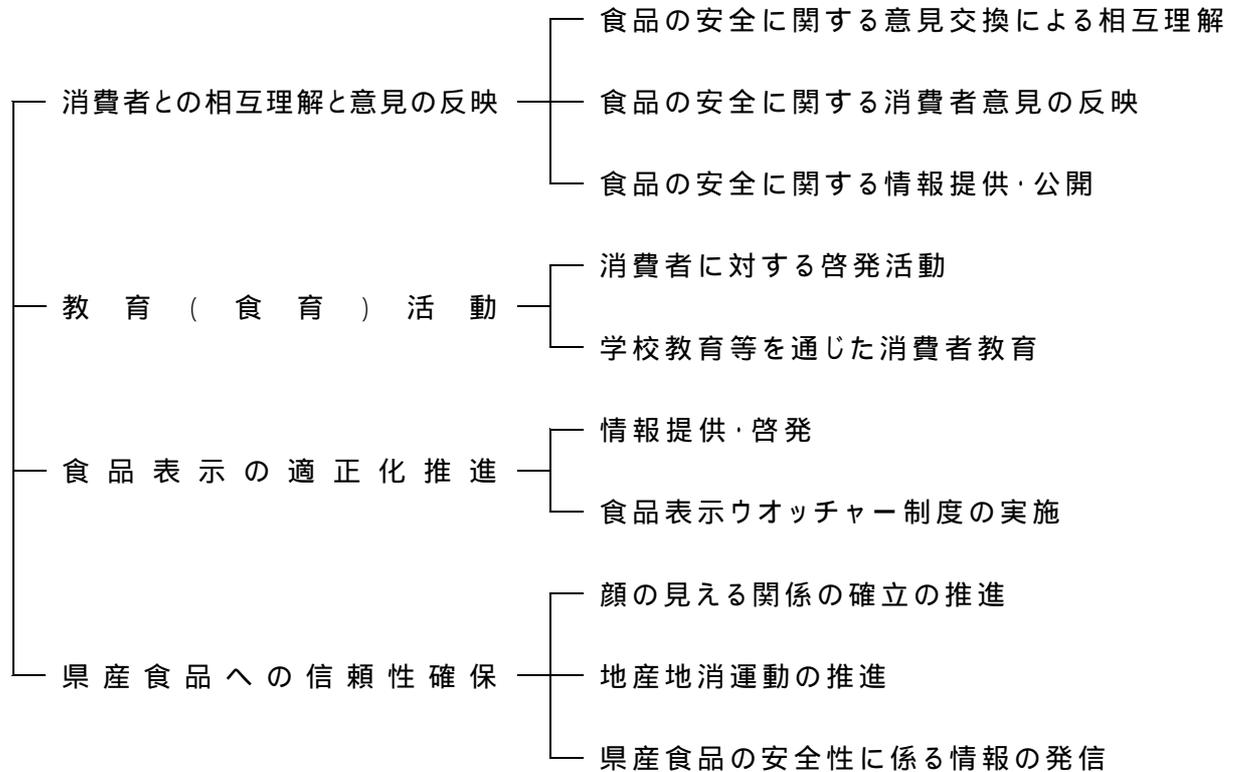
(3) 危機管理体制の充実

食品の生産から消費にかかわる関係者を原因として発生する危害の拡大防止及び健康被害等に対し、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備・充実を図ります。

# 基本方針の体系

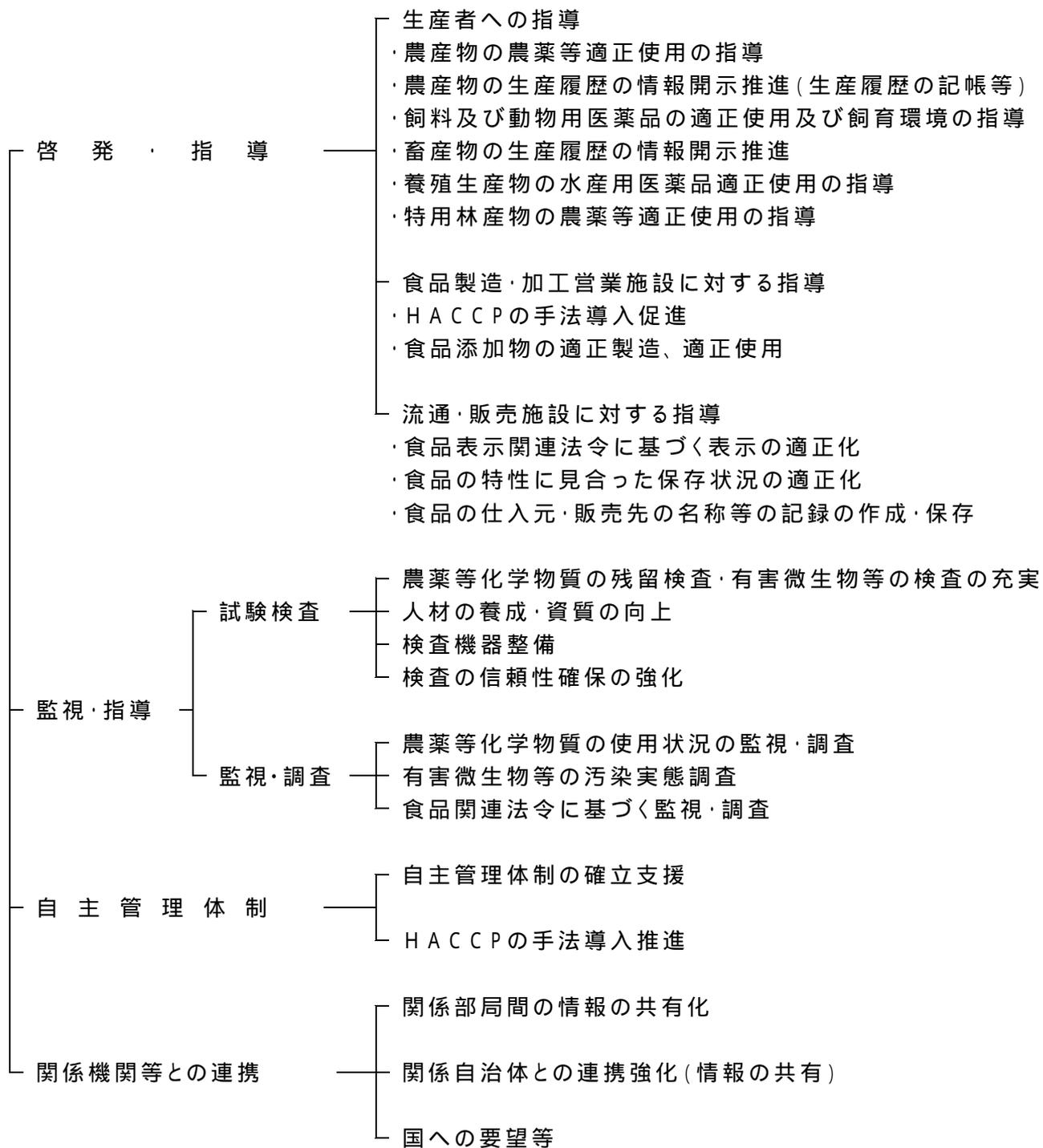
## 1 消費者への食品安全・安心確保のための施策

(リスクコミュニケーション)



## 2 生産から流通・消費における食品の安全確保のための施策

(リスク管理)



### 3 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

(1) (仮称)奈良県食品安全・安心推進委員会及び(仮称)奈良県食品安全懇話会の設置

(2) 行政対応窓口の一元化

(3) 危機管理体制の充実

## 【用語説明】

### (あ行)

#### (牛海綿状脳症 (BSE))

1986年に英国ではじめて報告された牛の病気です。正式名称が、牛海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy) といいます。BSEにかかった牛の脳を顕微鏡で見ると、組織に海綿状 (スポンジ状) の孔が見つかることから、この名がつけられました。通常2～8年 (平均5年) の潜伏期間の後、牛は行動異常、運動失調といった症状を示すようになり、発病後2週間から6ヶ月を経て死に至ります。

国内では、2001年10月18日から、と畜場に出荷された食用とされるすべての牛についてBSEスクリーニング検査が全国の食品衛生検査所等において実施されています。

### (か行)

#### (環境汚染物質)

私たちの生活環境の中に放出され、かなりの長い間存在して、しかも生物に悪い影響を与える可能性のある物質を言います。中でも、環境汚染物質が食品に混入した場合に食品汚染物質といわれています。食品汚染物質にはいろいろな物質がありますが、過去に問題となったものとしてPCB、水銀等があります。

#### (危機管理体制)

食品の何らかの原因により生じる住民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害等の発生予防、拡大防止、治療等の対策を講じる体制のことをいいます。

#### (計量法)

計量の規準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを定めた法律。

#### (検査機器)

化学物質の微量分析を行う機器として、ガスクロマトグラフィー (GC)、ガスクロマトグラフィー質量分析装置 (GC-MS)、高速液体クロマトグラフィー (HPLC)、液体クロマトグラフィー質量分析装置 (LC-MS) 等があります。その他、遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品の検査を行う機器等があります。

### (さ行)

#### (残留農薬)

病害虫防除等に使用された農薬が直接、間接に農畜産物、環境等に残っている農薬をいいます。

#### (指定外添加物)

食品衛生法の規定に基づき、販売等の制限が設けられている添加物以外の添加物をいいます。

#### (食育)

自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力 (食品の選択、情報を見分ける、調理、食品と体の関係、味、食を楽しむ) を育て、食を通じて心豊かに生きる力を身につけることをいいます。

(食中毒原因菌等)

食品に付着し、食中毒の原因となる細菌(腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌、カンピロバクター等)及びウイルス(小型球形ウイルス等)をいいます。

(食品)

薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のすべての飲食物をいいます。

(食品衛生法)

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを定めた法律。

(食品等事業者)

食品衛生法により、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいいます。

(食品表示ウォッチャー制度)

農林水産省が設けた制度で、消費者に依頼し、日常の買い物などを通して食品表示の状況についてモニターし、不適正表示等についての情報提供を受ける制度をいいます。

(食品衛生監視指導計画)

食品衛生法の規定により、都道府県知事等は、厚生労働大臣の定めた監視指導指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画をいいます。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを定めた法律。

(水産用医薬品)

薬事法に定める動物用医薬品のうち専ら水産動物に用いることを目的とする医薬品に対して、行政上の便宜のため使用されている用語です。水産動物の診断、治療、予防に使用されることが目的とされるもの。

例：抗生物質、合成抗菌剤、駆虫薬、ビタミン剤、消毒薬、ワクチン

又は、水産動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的で使用されるもの。

例：麻酔薬、ホルモン剤

(生産履歴の情報開示)

消費者が購入・使用する食品について、いつ・どこで・どの様に生産されたか、また、どの様な農薬・肥料、飼料・動物用医薬品等の使用状況等生産情報について消費者が把握できる仕組みをいいます。

(総合衛生管理製造過程(HACCP:ハサップ))

食品の製造工程において発生する可能性のある危害を予め分析(Hazard Analysis)し、その

結果を基に衛生管理をするとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点(Critical Control Point)を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する新しい高度な衛生管理手法を意味します。

## (た行)

### (地産地消運動)

消費者と生産者の相互の連携を促進する、いわゆる「顔の見える関係づくり」の一環であり、地域で生産された食品をその地域の消費者に提供し消費することをいいます。

また、地産地消の考え方をあらゆる分野で積極的に展開することによって、地域経済の振興や環境負荷の軽減という側面的効用も併せもっています。

### (動物用医薬品)

薬事法に定める、専ら動物に用いることを目的とする医薬品のことです。

購入・使用に規制のない動物用医薬品。

購入時に獣医師の指示書が必要な要指示医薬品。

要指示医薬品のなかで、残留により人の健康を損なうおそれのあるものとして、使用規制対象のある医薬品。(使用時に使用規制基準の遵守義務がある。)

の例: ビタミン・ミネラル剤、ブドウ糖液、消毒薬、固形塩など。

の例: 抗生物質、合成抗菌剤のほかワクチン、麻酔剤、卵胞・黄体ホルモン剤など。

抗生物質、合成抗菌剤など。(動物用医薬品)

### (特用林産物)

振興対象作目を総称した名称です。本県においては、生しいたけ、乾しいたけ、ぶなしめじ、なめこ、わさび、コウゾ、エリンギ、サカキ、シキミ、まつたけ、木炭の11品目が指定されています。

## (な行)

### (農薬取締法)

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを定めた法律。

### (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法))

日本農林規格(JAS規格)の制定・普及により、農林物資の品質の改善・生産の合理化・取引の単純公正化又は消費の合理化を図るとともに、一般消費者の選択に資するため、飲食料品の品質表示について定めた法律

## (は行)

### (不当景品類及び不当表示防止法)

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを定めた法律。

## (や行)

### (薬事法)

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要

な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを定めた法律。

・医薬品の定義

日本薬局方に収められている物

人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、器具器機でない物

人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、器具器機でない物

(ら行)

(リスク分析手法)

食品を摂取することによって健康に悪影響が発生するこよを予防・抑制することを目的として、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」を行うことをいいます。

(リスク評価)

食品に含まれる添加物や細菌類などが、人の健康に及ぼす影響を科学的に判断すること。

(リスク管理)

リスクを低減し、食品の安全を確保するための具体的施策・措置を決定し、実施すること。

(リスクコミュニケーション)

リスク評価、リスク管理過程において、関係者の間で、リスクに関する情報・意見を相互に交換すること。